

陳情文書表

令和4年第1回神奈川県議会定例会

令和4年2月25日

陳情番号	106	付議年月日	4. 2. 10
件名	道路標示補修についての陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>県警が補修を見送っている、見通しのよい箇所の【横断歩道または自転車横断帯あり】道路標示（ひし形マーク）補修再開を求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>令和3年度横浜市立十日市場小学校PTAスクールゾーン対策協議会において、道路標示（ひし形マーク）の補修（リペイント）を書面にて要望致しました。それに対する県警緑警察署担当者からの回答は、「横断歩道予告マークについては、現在の設置基準では横断歩道が見通せる場所については補修しないことになっているため対応不可である。」という内容でありました。</p> <p>あくまでも個人的に対人事故の報道を見聞きしている限り、見通しの良い直線における事故が少なからず発生している印象を抱いており、件の県警の方針には疑問を感じざるを得ませんでした。そこで、令和3年12月22日神奈川県警ホームページ交通相談窓口を通じて方針の正当性・真意を問い合わせたところ、令和4年1月4日に以下の旨の回答を県警本部担当者より電話連絡頂きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 見通しのよい場所における横断歩道予告マーク（ひし形マーク）の補修は県警として補修しない方針である。 ● 統計を元に、横断歩道の見通しの良し悪しと事故発生との因果関係を見出し、路面標示補修に関する方針を決定しているわけではない。 ● 事故が発生した箇所等に関しては、見通しが良くても補修しないというわけではない。 ● 事故発生箇所と同条件または類似条件の見通しのよい横断歩道でも事故発生箇所とほぼ同じ確率で事故は発生し得る。 ● 公安委員会が管理する道路標識等の要補修箇所は年々増加している。 ● 私どもは県から割り振られた予算を使うだけである。 <p>（国の財政問題などないし、国庫とつながる自治体にも本来財政問題など存在しないが「限られた予算を有効的に活用する為」とはどういうことか？という問いに対して）</p> <p>以上が窓口担当者からの回答内容であります。県警方針は【交通安全】とは関係なく、単に慢性的に不足する予算額と増加する要補修箇所に帳尻を合わせようとする策であると客観的に考察せざるを得ません。交通事故抑制を目的とした政策を求めます。</p>			

陳情番号	107	付議年月日	4. 2. 18
件名	湘南海岸防砂林へのネオニコチノイド農薬散布中止についての陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>湘南海岸砂防林藤沢から大磯まで11キロ85ヘクタールへのネオニコチノイド農薬散布の中止を求めます。ネオニコは子供達の脳神経に影響することが研究者、医師より警告されています。EUでは厳しく禁止規制されているのが使用されています。本年2月9日NHK7時のニュースにて、子供の学習障害、自殺が増大しているとの報道がありました。藤沢市でも増大しています。散布地点の近くに多くの小中学校があります。研究者から警告を受けた環境省、農水省、さらに徹底させるために文科省、厚労省は「住宅地に近い森林における病虫害防除については定期的に農薬を散布することを廃し、被害が発生した場合に被害を受けた部分の剪定や捕殺、樹幹注入等により防除を行うよう最大限努めること。」このように指導通達をだしていますが土木事業事務所は認識しておらずしりませんでした。この指導通知を真摯に受け止め、湘南海岸砂防林への農薬散布は行わないで、省庁の指導通達に添うよう働きかけをお願い致します。また、松本市においてネオニコチノイド散布の中止をさせた弁護士山根二郎氏の所へ視察に行ってお下さるようお願い致します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>神奈川県はネオニコチノイド農薬を湘南海岸砂防林の広大な面積に定期的に散布しています。では松の多い藤沢市南部はどうなのか？</p> <p>私たちは、藤沢市公園課へ出向き市内公園の松の木の管理について聞きました。市の答えは、市の公園には、一切農薬は散布していない。定期的にも農薬散布は行っていないとの返答でした。問題があったらその時そのものに対してのみ何らかの方法で解決を図るとの事で正に農水省、環境省の通達どおりの管理方法を行っています。農薬管理はしていないのです。私たちは、鵜沼の海に近い所に住んでおりますが改めて周辺の松の木を観察しますと、その見事な立派な力強い松の木に驚きました。鵜沼松が岡公園には松の歴史の経た大木が、なんと150本以上そびえているのです。海に近い境川沿いにも松は多い。ここにある下藤が谷公園には70本ほどの松が天をつく勢いでそびえています。松枯れ現象も見かけません。農薬散布は取り返しのつかないリスクを与えています。虫たち、土中の微生物、蜂、鳥、昆虫、生きとし生きるものすべての命を奪い、人、子供達(発達障害、ガン、認知症等)に、取り返しのつかない重要な健康被害、精神被害を与えています。子供たち、私たちの命にかかわる損失は計り知れません。研究者、医師が警告を発しています。住民の申し立てで中止した市町村も多いのです。ネオニコチノイド農薬は、破滅的毒性を秘めている。今までの有機リン系農薬よりさらに恐ろしい農薬にシフトしてしまった・・・と農薬研究者は声を震わせています。(船瀬俊介著書より)</p>			

レイチェル・カーソン「春がきたが、沈黙の春だった。今は物音ひとつしない。野原、森、沼地、皆黙りこくっている」は、沈黙の春(1962年出版)にて農薬殺虫剤や除草剤といった化学薬品が、どれほど自然を破壊し、人体をむしばむかを警告したのです。当時の農薬(あの時はD D Tだった)ニクソン大統領によってD D Tは使用禁止されました。ネオニコチノイドは、脳神経に作用する農薬です。日本では子供たちの発達障害が急増しています。異変が起こっているのです。藤沢市内の特別支援教室教育を受けている児童生徒数も急増しています。ネオニコチノイド系の農薬は、散布場所から4キロ範囲へ影響が広がることが分かっています。散布近くには多くの小中学校、幼稚園があります。海沿いだけでも、鵜沼小学校、湘洋中学校、鵜沼小中学校、片瀬小中学校、湘南学園幼小中高校、湘南白百合学園幼小中高校、他多数あり書ききれません。

脳神経学者黒田洋一郎氏は「使用しているネオニコチノイド農薬は子供の脳への神経毒性があるのです。子供の脳を守るためにネオニコチノイド散布を避けることは大切なことなのです」と語っている。

前橋市の内科小児科医院医師青山美子氏は、「最近のうつ、引きこもり、自殺の急増の背景に、ネオニコチノイドの影響の可能性がある」と指摘している。海外の研究者からは「日本はなぜ次世代を犠牲にしてネオニコチノイドの人体実験を続けているのか」と聞かれるといいます。

環境問題の上でも、安易に利用された大量の化学物質は土を汚染し海洋を汚染し、海水の温度を上げ地球温暖化を進めています。新型コロナウイルスの発生は農薬や除草剤を安易に使用してきたことよっての地球体の免疫の低下も指摘されています。

松本市にて、森林へのネオニコチノイド散布中止をさせた松本市在住弁護士山根二郎氏は、「7年間散布されてきたが効果がなかったと断言している。松本へ見に来て下さい。現場に案内します。効果がないことを証明できます。」と語っている。松本市の弁護士山根二郎氏のもとへ視察に行ってください。山根二郎氏はこの問題に専門的にかかわってきました。その結果、効果がないことが分かったのです。

ネオニコチノイドはEUでは、散布どころか野菜にまくのも禁止規制されてきているのです。日本は野放し状態です。それを学校人家の多い湘南海岸一帯に散布しているのです。

藤沢エコネット(藤沢環境運動市民連絡会議)機関紙へ掲載されたものから
掲載No1

湘南海岸砂防林への長年の猛毒薬剤散布は海側に住む人々でさえほとんど知らない中で行われてきました。昨年は5月中旬から1週間にわたり薬剤散布は行われました。私は鵜沼の海近くに住んでいますが、そのような回覧も回らず、知らない中、6月6日歯科受診のため海側のサイクリングロードを自転車で藤沢から茅ヶ崎まで走ったのです。歯科受診を終え帰りも同じサイクリングロードを走ったのですが、家に着いたとたん、私は庭に駆け込みおう吐したのです。そしてその夜から3日間夜中おう吐を繰り返しました。それから今まで経験したことのない目の充血が始まりました。痛くもかゆくもない真っ赤な目の充血。眼科にかかりました。この時はまだ薬剤散布のことは知らず気がついておりませんでした。何がきっかけでしたか覚えてないのですが、しばらくたってこのことを知り、すぐに散布を行う県の出先に電話を入れま

した。神奈川県藤沢土木事務所なぎさ港湾課へです。薬剤の種類を問い合わせしますと、ネオニコチノイド農薬というのです。

掲載No2

藤沢から平塚までの海沿いの砂防林へのネオニコチノイド散布、実際その砂防林の場を眺めると広大な面積です。地球にとって取り返しのつかない損失です。私たち、子供たちにとって命、健康にたいして計り知れない深刻な問題が蓄積されているはず。ただそれにたいして気がついていないだけなのです。小鳥の声も聞こえません。警鐘を鳴らしている人はいます。2019年でしたか12月7日藤沢ミナパークにて、環境脳神経科学情報センター代表の黒田洋一郎先生の講演がありました。パンフにはこう書いてあります。「何で増えているの？発達障害。驚愕！～子供の発達、多動性障害の増加～日本の農薬使用量は、世界で2位、しかし1位の韓国とそれほどの差ではないので、日本は1位2位を争う農薬使用国なのです。近年日本では自閉症障害、多動性障害、学習障害など子供の脳の発達や異常の急激な増加がみられています。そして日本と韓国は自閉症の有病率が断トツに高いのです。」私は、最近この湘南海岸沿いの広大な松林農薬散布を知り、すぐに農薬と脳の因果関係を研究されてきた黒田洋一郎先生に連絡を取りました。私たちは子供たちを守るためにも散布を中止させなければなりません。私達は中止を求める会を作りました。「湘南海岸砂防林への農薬散布の中止を求める会」です。

掲載No3

最近、生活クラブ生協では、この農薬ネオニコ海岸散布について会員宛にアンケートを行ったのです。内容は・・・「農薬散布を知っていましたか？」「体調の変化はありませんでしたか？」このような質問でした。結果は、ほとんどの人が散布のことを知らなかったのです。この海に近い私達の住む地域でもほとんどどころか誰も知らないのです。健康被害については、調査側は予想したより多かったと感想を述べておりました。アンケートの説明文には「ネオニコチノイドは、神経毒性、残留性、浸透性など人体への影響も大きいため欧米諸国では使用が禁止または抑制されている。しかし日本では規制もなく適用は拡大され残留値も緩和されている。2019年には日本の研究者によりネオニコ系の農薬が母体から胎児に移行することを裏づける研究が発表され注意欠陥、多動性障害、自閉症、学習障害との関連が懸念されている」と書かれています。グラフで示した資料があります。～藤沢市内の特別支援教室教育を受けている児童生徒数の推移～ この表によりますと1997年は284名でしたのが、2019年には967名になっています。この数字には驚きます。なぜこれほど急激に増えたのか。研究の結果、～ネオニコ農薬は、人の健康を害し、特に子供達の脳の発達に影響する可能性がある～と論文発表した環境脳神経科学技術センターの黒田純子氏は世界で初めてごく少量のネオニコが小脳の神経細胞をかく乱毒性を発揮することをつきとめ警告した。農薬の使用率と「自閉症」の有病率は見事に一致する。長野県松本市では、山根二郎弁護士を中心に、松林ネオニコ散布を中止させようと訴訟をおこし中止に追い込んだそう。北海道大学池中良徳准教授は、松本市の市民運動により要請を受け協力、2016年幼児46名から尿を採取、その結果100%ネオニコが尿から検出されたとのこと。長野県ではネオニコ農薬を松枯れ病対策に使用することによって、健康被害を訴える人が後を絶たないと聞いて池中氏は調査を協力したと語っている。

青山美子 内科小児科医院医師の報告

(青山美子 日本で初めてネオニコチノイド農薬の危険性を指摘 農薬の神経毒性研究の第一人者)

『2008年島根県にてネオニコ散布直後1,200人余りが体の異常を訴える事態が発生している。上田市では散布直後ある保育園では10人の園児が体調の異常を訴え青山医師の診察を受けました。不整脈や手のふるえが見られたとのこと。群馬県では散布後体調が悪くなったという訴えが相次いだため散布を自粛したとのこと。青山医師は外来患者の手の震え方を見るという。これは原因として神経毒のためで、その神経毒の最たるものは農薬という。04年から心電図異常の患者がたくさん出たとのこと。医院には、かつてみた事のないような患者がたくさん来るようになったため県議や知事に頼んで、ネオニコチノイド松くい虫防除は08年より全廃となった。問題行動(暴力)、うつの背景に農薬の影がある。2009.12.1 日本経済新聞では子供の暴力最多、6万件に迫るとある。』

平久美子 東京女子医大麻酔科医師の報告

(平久美子 日本環境医学会評議員 農薬被爆による心電図変化の研究 ネオニコチノイド殺虫剤散布時期の住民に特異な心電図所見が現れることを発見し、2006年日本臨床環境医学会章受賞 他ネオニコチノイド研究にて日本中毒学会章受賞。)

『散布されたネオニコチノイドは風によって遠くへ拡散し人体に吸入されます。化学物質は比較的脳には届きにくいのですが、ネオニコチノイドに関してはニコチンと同じく容易に脳に浸透します。ネオニコチノイドの人体への作用と症状～精神系(うつ、多動、攻撃性、不眠、焦燥感)神経系(意識障害、短期記憶障害、頭痛、めまい)運動系(ふるえ、筋肉がつる)循環器系(心電図異常、胸痛、胸部苦悶、動悸)消化器系(吐き気、嘔吐、下痢、便秘)免疫系(リンパ球減少、好中球増多)呼吸器系(喘息の悪化)などいろいろです。2005年5月、松くい虫対策にネオニコチノイドを散布した時体調不良を訴えて63人が受診し最年少は3歳でした。胸が痛いとか動悸がするとか他、自覚症状は多い人が大半で、心電図異常が、63人中57人、90%でした。ネオニコチノイドは環境中に蓄積する。ネオニコチノイドによると思われる健康被害が多数発生していて、心電図上特有な所見が見られる。ネオニコチノイドは、人類が初めて経験する神経毒で中枢神経に作用する。しかも長期間にわたって作用し続ける毒物です。』

黒田洋一郎(脳神経科学者)

分子細胞神経生物学、中枢神経毒性学、環境化学物質の脳の発達への影響等の研究 著書－発達障害の原因と発症メカニズム

黒田氏の報告『3種の発達障害、1、アスペルガー症候群、2、多動性障害、3、学習障害、これらの3種の発達障害が最近著しく増えています。文科省の調査では全学童の6.3%が発達障害とのこと。子供の事件も多くなっています。その背景には日本人の子供の脳がおかしくなっているのではと考える研究者が多くでてきております。発達障害はここ数十年で10倍に急に増え進行しています。発達障害の増加自体は、遺伝子の影響ではなく環境の影響です。農薬などの人体汚染が自閉症や発達障害の原因となる証拠が研究者によって多く集まってきたのです。2012年アメリカ小児学会は、子供にたいする農薬暴露は発達障害、脳腫瘍、知能の発達低下をもたらすので注意しなければならないとマスコミ及びオバマ大統領あてに報告した。この頃から農薬が子供の脳に危ないことが、世界的に認識になってきたが日本だけは遅れている。ヒトと昆虫の神経系は基本的に同じなのです。農薬の毒性はすぐ症状の出る「急性毒性」とただちに症状の出ない微量でも何年もたってから出る「遅発性」「慢性」がある。農薬の遅発性の影響ではガン、神経疾患ではパーキンソン病やアルツハイマー病があり子供の脳に対しては発達

障害があります。ネオニコチノイドはごく微量でも毒性が大変強い。ヨーロッパではすでに規制されており厳しくなっている。2013年12月ヨーロッパ食品安全機関はネオニコチノイドが子供の脳への発達神経毒性があると提言し、日本では日経新聞のみにこのことが報道された。日本はネオニコチノイドの残留基準が極めてゆるい。ヨーロッパ、アメリカに比較し20倍30倍も高い作物もあります。ネオニコチノイド散布を避けることは、日本人の脳を子供の脳を守るために大切なことです。』

水野玲子

(環境ホルモン対策国民会議理事、著書「虫がいない鳥がいない」高文研 「新農薬ネオニコチノイドが日本を脅かす。子供の脳が危ない」七つ森書館)

『この本には、ミツバチの目を通して訴えるネオニコチノイド農薬の危険性が書かれています。事態は深刻になりつつある。ミツバチどころかすべての昆虫が姿を消しただけでなく、多くの種類の鳥たちも姿を見せなくなりつつある。さらにネオニコチノイド系という新型農薬は人にも特に胎児、幼児、子供たちへの影響懸念がひろがり、世界中からそれを証明する研究が発表され始めている。

残効性高い浸透性農薬に侵された農作物、陸地から流れ込む農薬と除草剤に息の根を止められた海岸生物、松枯れを防げない松くい虫駆除剤散布の影響等を取り上げている。早くこのネオニコチノイド農薬を禁止しなければ日本民族の存立が危ぶまれる事態が到来することをこの本は訴えている。レイチェルカーソンは「沈黙の春」にて農薬の使用によって鳥の鳴き声も聞こえない春の訪れを警告したがそれが今日本で現実になってきた。すずめやひばりを見かけなくなった。』

岡田幹治 (ジャーナリスト 著書「ミツバチ大量死は警告する」ネオニコ系は危険な農薬 集英社の中から抜粋)

EUは2013年12月ネオニコチノイド系農薬の規制を始めた。背景には養蜂家と環境NGOの粘り強い運動があった。急増する子供達の異変～日本では発達障害(多動性障害や学習障害)の子供が全体の10%に増加、喘息、先天異常の子が生まれる頻度も急増している。全米子供環境調査の報告書は「現在の子供世代は人類史上最も不健康な世代である」と述べている。

船瀬俊介 (ジャーナリスト 著書 悪魔の新農薬「ネオニコチノイド」三五館の内容から抜粋)

『～たかが虫退治で、人類は死滅の未来へと歩む。ネオニコチノイドは超微量でミツバチを狂い死にさせる神経毒である。これまでの有機リン系の毒性は数百メートル範囲に拮する農薬だったがネオニコチノイドは半径4キロへ広がる。狭い日本の直径8キロ、そこには民家、学校、保育園、病院がある。住民や幼児、子供は目に見えぬ毒の霧を浴び吸わされる。これまでの農薬が手榴弾なら、ネオニコチノイドはその毒性の強さから原爆といえるのです。

2006年4月フランス最高裁はネオニコチノイド農薬がミツバチ大量死の原因として使用禁止の裁定を下した。この件は日本のマスコミは報道しなかった。農薬市場は目のくらむ巨大利権故このことは隠蔽しておきたい。ゆえに報道への圧力がかかる。ミツバチの神経系と人間の神経系はきわめて似ていてそっくりなのです。ハチの神経経路が狂うということは、人間も同じ、ネオニコチノイド農薬の子供たちへの神経毒性を研究する研究者からは「カナリアの子供たち」と呼び(注: オウム事件でカナリアを利用)その精神破壊に警鐘を鳴らす。最近の、いじめ、

発達障害、異常犯罪の激増はこれらの農薬と無関係とはいえない。ネオニコのような神経毒性のある農薬が身近で散布されそれにさらされた住民は慢性中毒症状に苦しめられる。農薬の神経毒性研究の第一人者青山内科小児科院長青山美子氏(群馬県前橋市)はネオニコチノイド等によってうつ、記憶力の低下、言語障害、狭心症、心筋梗塞、子供の多動症、嘔吐、食欲不振、睡眠障害、等を引き起こすと警告している。

松くい虫防除にネオニコ系農薬が散布されますと、心電図にいちじるしい不整脈を示す患者が急増しました。人の行動を抑制する神経に影響を与える可能性があり犯罪につながる精神毒性なのです。農薬散布によって頭痛、嘔吐、うつ、記憶障害などの症状をみせる子供の数が急増していると医師青山美子院長は告発する。

ネオニコはその毒性は地中生物にも及ぶ。ミミズは土壤生態系を維持する大切な役割を果たしている。土壤の肥沃さはミミズのおかげなのです。ところがネオニコはこのミミズに強い毒性を与える。ミミズの死は大地の死を意味する。大地の免疫力をも失う。農薬によって害虫と益虫区別なく虫を殺す。農薬散布は害虫を駆除したつもりが反対に害虫の天下を結果的に作り出すのです。フランス政府は2004年2月17日ネオニコチノイド系農薬フイプロニルの販売停止を命じた。

2006年4月29日にはネオニコチノイド系農薬ゴーショの全面禁止を最高裁判所は判決とした。フランスで禁止されても日本ではこのネオニコチノイドが広く使われている。

2003年9月16日 農薬使用について農水省通達

農薬使用については、学校、住宅地に近接する公園、街路樹、住宅地に近い森林における病害虫防除については「定期的に農薬を散布することを廃し、被害が発生した場合に被害を受けた部分の剪定や捕殺等により防除を行なうよう最大限努めること。」このように通達している。ネオニコチノイドは散布すると普通農薬の何百倍も広まる。散布すれば4キロ四方に広がるのです。

2007年1月31日 環境省 農水省からの指導通知

「防除困難の場合も散布は避ける。誘殺、塗布、樹幹注入等を活用すること。」このように指導通達している。

カーソンの「沈黙の春」と同じことが今起ころうとしている。生命の死滅した「沈黙の夏」が。農薬によってミツバチ、あらゆる昆虫、微生物が死に土はやせ衰える。農薬を使うほど木の免疫は下がる。りんご農家木村秋則氏は農薬をかけずにりんごを生産するにあたって畑のすべての生物を大切に、木の免疫を育てりんごの生産をしている。

銀座の空をミツバチが飛び交う！東京がなぜミツバチにベストか！東京では農薬やネオニコチノイドはまかれていないので！農薬のない東京こそミツバチの楽園だ！集める花は？まず皇居、浜離宮、日比谷公園、ほか街路樹、ユリノキは蜜採取に最適。マロニエ、春には桜らん漫。車の大気汚染より猛毒殺虫剤のほうがはるかに恐ろしい。田園地帯の空気が都心より危険といえてしまうのです』

陳情番号	108	付議年月日	4. 2. 21
件名	一般社団法人レスキュードアニマルネットワークより保護されている動物の所有権についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>『一般社団法人レスキュードアニマルネットワーク』より動物虐待及び、動物愛護管理法違反にて他団体に避難保護された動物の返還要求差止を実施していただきたい</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>『一般社団法人レスキュードアニマルネットワーク』</p> <p>2021年1月28日</p> <p>動物虐待及び、動物愛護管理法違反により刑事告発される</p> <p>2021年9月7日</p> <p>警察による家宅捜査</p> <p>捜査継続中であるにもかかわらず虐待していた動物の返還を求めています。</p> <p>オンライン署名では7000人以上の所有権放棄、返還の差し止めを求めています。</p> <p>SNSでは虐待されている犬達^{たち}の様子が拡散されています。</p> <p>同時に現在の保護下の様子も見る事ができ環境による行動の違いには驚かされるばかりです。</p> <p>科学的にも暴力が動物のしつけに与える悪影響が立証されており、世論としても体罰は必要ない方向に進んでおります。</p> <p>動物福祉を考え、殺処分ゼロとする神奈川県とは逆の行動であると考えます。</p> <p>愛護保護活動家以外の県民として信頼できる県政であるためにも、この件は見逃さず現在保護されている動物達に目を向け『今後も虐待を公言する団体』に戻すことがない様陳情いたします。</p>			

陳情番号	109	付議年月日	4 . 2 . 21
件名	動物を虐待から守るための法整備に関する意見書を国へ提出することを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>動物愛護管理法第44条に違反し、犬や猫などの動物をみだりに殺したり傷つけたりすること等の虐待をした飼い主から、動物を保護できるよう、必要な法整備を求める意見書を国に提出すること。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 動物に対する虐待については、暴力による虐待だけでなく、多頭飼育崩壊等により、不衛生な環境でのネグレクト等が全国的に発生しており、県内でも同様事例は認められている。</p> <p>(2) 全国の動物虐待事案でも、飼い主の所有権の問題から、虐待されても飼い主に動物を返還せざるを得ず、その結果、度重なる虐待や不適正飼養を繰り返すことが懸念される。</p> <p>(3) 所有権、財産権は、憲法で保障されている権利であるが、一方で、動物は命あるものであることから、動物が虐待されるようなことは避けなければいけない。そこで、動物をみだりに殺したり傷つけたりすること等、動物愛護管理法第44条に違反し、虐待した飼い主から、同意を得る事なく緊急的に動物を保護できるよう、飼い主の所有権に係る課題を整理した上で、必要な法整備を求め陳情します。</p>			

陳情番号	110	付議年月日	4. 2. 21
件名	5歳以上11歳以下の子どもに対する新型コロナワクチン接種の中止についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>5歳以上11歳以下の子どもに対する新型コロナワクチン接種を中止するよう求めます。もし県が国の方針にそって接種を勧奨するのであれば、以下で言及する接種に伴う死亡等のリスクおよびワクチン接種の有効性確認が行われていないことについて県民に十分な情報を提供し、子どもと保護者が同意の上で接種是非に関して判断できること、すなわちインフォームド・コンセントが確実に行われるよう、必要かつ十分な広報を県が行うよう求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>新型コロナワクチンを接種するリスクが接種しないリスクをはるかに上回ると言えるからです。日本では、子どもは新型コロナウイルス感染症に罹患しても、重症化することや死亡することはまれ（10歳未満では皆無）です。これに対し、10代で新型コロナワクチン接種後に、死者5人、重篤副反応382人が出ました。（死亡した子どもの1人は神奈川県民（鎌倉市民）であったことが、長嶋竜弘鎌倉市議会議員が市議会で行った今年2月9日に行った一般質問から明らかになっています。）</p> <p>また、後藤茂之厚生労働大臣は青山大人衆議院議員に対する今年2月9日の国会答弁で、オミクロン株については5歳から11歳用の直接のデータは現時点では存在していない、薬事食品衛生審議会においても5歳から11歳に対しても成人と同様の効果があると推測されているというのが科学的な正確な言葉であり、有効性の確認等については直接のデータの確認は行われていない旨を述べています。厚生労働省によると（今年1月21日の第75回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）、日本において新型コロナワクチン接種後に全世代で死者1,444人、重篤副反応6,349人が出ており、甚大な薬害となっています。このワクチンを接種するリスクは極めて高いと言わざるを得ません。</p> <p>接種により死亡のリスクすらあるにもかかわらず有効性が確認されていない新型コロナワクチンを子どもに接種するべきではありません。</p>			

陳情番号	111	付議年月日	4. 2. 22
件名	山ノ内交番の統合（廃止）計画見直しについての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>令和3年10月、神奈川県公共施設等総合管理計画に基づく神奈川県警察交番等整備基本計画により、鎌倉市山ノ内1334番地2の山ノ内交番を統合（廃止）するとの連絡を受けました。</p> <p>山ノ内地区・台旧番地地区の治安維持、すなわち、住民・通勤者・通学通園者学生・および観光客等、の訪問者の安心安全は、現況においても交番の存続が必要であり、さらに、コロナ禍の好転後のインバウンドの高揚による地域環境の変化等を考察した場合、ますます交番の存続が重要になると考えます。</p> <p>神奈川県議会におかれましては、神奈川県警が令和5年3月に山ノ内交番の統合（廃止）する計画を見直されますよう、ご指導していただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 山ノ内交番の立地について</p> <ul style="list-style-type: none"> 山ノ内交番はJR北鎌倉駅東正面に位置し、北鎌倉駅は山ノ内地区・台旧番地地区住民の主たる移動経路であり、この2地区の世帯数は2,639、人口5,783人（令和3年6月末）です。 上記住民の他に北鎌倉駅を利用する中学2校・高校3校と、駅裏近くに幼稚園・保育園があり、また、地域の公立小学校の通学路でもあります。 国宝・文化財を有する近隣観光名所に、円覚寺、東慶寺、浄智寺、明月院、長寿寺、建長寺、円応寺、鶴岡八幡宮、他の神社仏閣が多数あり、ここを起点とするハイキングコースが3コースあります。 通勤通学の他に多数の観光者が「古都鎌倉の玄関口」としてJR北鎌倉駅を利用し、2018年の乗降客数は1日平均でさえ近隣住民の3倍以上の18,030人になります。さらにアジサイの観光シーズンには、明月院入場待ちの行列が600m以上連なり駅ホームにつながるまで乗降客数は膨れ上がり、駅内外に危険な状況を呈しています。 <p>(2) 統合（廃止）の理由のうち、敷地面積が狭あいのため、建替えが不可能とされたことに対して。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場での建物維持・建替えが困難であるなら、近隣で土地提供に協力しようとする地権者があり、史跡指定地等のため困難な要件はありますが、直近で防災施設が建て替えられた実績があります。また、公共施設建設予定地や更地の民有地も複数あり、鎌倉市・地権者・自治町内会・地域住民が建替えに積極的に協力する環境が整いつつあります。 <p>(3) 山ノ内交番が地域の治安維持に果たす役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会は関係機関と連携し、安心安全なまちづくりを展開しておりますが、基本的には住民が対象の組織でありますので、訪問者に対しては直接的な関係は構築できません。 前述のように1日平均でさえ住民の3倍以上の乗降客数がある北鎌倉駅周辺地域であり 			

ますから、安心安全なまちづくりの課題は、住民内での問題にはとどまらず、ごみのポイ捨てや、交通マナー逸脱などから、紛れ込む犯罪者の捜査の困難さまで、訪問者の多さから発生する問題、とりわけ、犯罪事案の対処については、山ノ内交番の廃止に不安を訴える住民の声は大きく、365日24時間、今後も交番が存在することが地域の安心安全に大きな効果を生み出すものと考えます。

(4) 計画の見直しについて

- ・ 神奈川県警察交番等整備基本計画には、『取組の進捗状況を毎年検証し、必要に応じて見直すこと』と記載してあります。また、神奈川県公共施設等総合管理計画《概要版》には、『5年ごとを目安に見直しを行う』とあります。
- ・ 「山ノ内交番の廃止は決定」との通知でありましたが、上記の両計画にのっとり、また、前述、陳情の理由(1)(2)(3)をご高察のうえ、当該計画の見直しをしていただきたいと存じます。

(5) 歴史的風土の保護と伝統の再構築に向けた交番の景観提案

鎌倉時代の篝屋(かがりや)から未来へ、世界へ

「かまくらこども風土記」には、『北条氏の拠点となった山ノ内では建長寺(1253年)・円覚寺(1282年)などの造営が行われ、切通の周辺に館と氏寺を築いて交通路の支配と防御の拠点とした。…道の保全・清掃・篝屋(かがりや:守護の詰め所で夜間はかがり火を灯し警備した)の管理、通行人の取り締まり、不法な商行為、人身売買、賭博の禁止などを行なった。』とあります。

現交番付近には、30m南に鎌倉時代から続く篝屋(かがりや)跡と思われる「番屋」の敷地が現在も存在し、また、北門・南門で円覚寺境内から馬をう回させる「馬道」があることなどから、交番の立地は、鎌倉時代から続く要衝の地点であったことがうかがえます。

建替えとなった際には、国内外から観光客が訪れる鎌倉、その玄関口の北鎌倉駅前ですから、ぜひ、鎌倉時代の篝屋(かがりや)からの歴史性・武士(もののふ)の強固な意志を表現するような景観を採用していただきたい。要衝の地において、歴史的風土の保護と伝統の再構築、地域住民を守る拠点としての交番の存在を強烈にアピールできる場所として、北鎌倉駅前ほどの好適地は他にないものと思います。必ずや、地域住民や訪問者から畏敬の念をもって注目され、交番が存在する事による犯罪の抑止・安心安全なまちづくりに、神奈川県内はもとより、ひいては国内外にまで波及効果を及ぼすものと思います。

今日、交番は「KOBAN」として世界に共通する言語になりました。インターネット上には、都市の景観にマッチした交番が競うように紹介されています。そのトップとなる山ノ内交番を、神奈川県・神奈川県警・鎌倉市・地域住民が協力し、威信を掛けて、建てようではありませんか。

(6) 陳情の理由まとめ

- ・ 山ノ内地区・台旧番地地区において交番の存在は、犯罪の抑止や交通事故の抑制等、住民の安心安全にとって現況にあっても必要不可欠であり、今後の流入人口増加他による大きな変化を踏まえた場合、山ノ内交番の存続がますます重要になると考えます。
- ・ 神奈川県議会におかれましては、神奈川県警が令和5年3月の山ノ内交番統合(廃止)計画を見直しされますよう、指導的立場を発揮していただくことを望むものであります。

陳情番号	112	付議年月日	4 . 2 . 22
件名	地方公共団体の予算執行と財政運営の信頼性向上を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>「地方自治は民主主義の学校」と言われており、我が国の地方公共団体の行政運営の在り方に対して、住民が自立的に関心を持ち、より良い街づくりの実現に向けて参加する機会が得られることは、日本国の繁栄と発展の土台となるものと考えます。</p> <p>現在、地方自治法には地方議会の権限として「予算を定めること」「決算を認定すること」が明記されており、地方公共団体の財産運営の民主的な手続きが担保されており、住民を代表して当該議会を構成する議員の皆様の見識等について住民は厚い信頼を寄せています。</p> <p>ただし、現代の地方公共団体の事業は多岐にわたるようになり、その財政規模も肥大化の一途をたどっており、住民から見て地方公共団体の活動を把握することは難しくなっております。今日このような状況を鑑み、不要不急な事業の削減を通じて地方税負担の軽減を望む声が高まっています。</p> <p>地方公共団体の財政運営や予算執行の在り方に関して、住民が情報を容易に得られることで、地方公共団体、並びに地方議会への信頼をさらに向上させる取り組みの重要性が高まっています。住民が自立した納税者としての自覚を醸成するきっかけを作ることは、地方公共団体、並びに地方議会を支える民意の質を向上させることにつながります。</p> <p>そのため、下記内容について陳情いたします。</p> <p><行政評価に関すること></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県は、行政評価等に関し基本的な事項を定め、総合的かつ体系的な行政評価等の仕組みを構築することにより、行政活動及び外郭団体の全ての事務事業の成果を客観的かつ定量的に評価すること 2 神奈川県は、毎年度、全ての事務事業について行政評価を実施し、当該事務事業に係る予算及び人件費を算出し、その評価結果を地方議会に報告し、その報告内容の全てを住民にわかりやすくHP上で公表すること <p><財政運営に関すること></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県は、財政に関する情報を市民にわかりやすく公表することにより、住民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めること 2 神奈川県は、歳出予算の情報公開を更に努めるにあたり、会計システムに登録される毎月の歳出予算の支払命令情報を、支払日の翌下旬に一件ごとに公開すること 3 神奈川県及び全体の奉仕者たる県職員一人一人は税金の使途に関する費用対効果を常に意識し、地方税負担の軽減への取り組みを検討し住民の可処分所得の向上につとめること 			